

令和3年5月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による高額療養費の支給額の増額を求めるとのことである。

第2 事案の概要

本件は、高額療養費の支給を申請した請求人に対し、全国健康保険協会(以下「保険協会」という。)が、後記第3の2記載の処分をしたことを不服として、請求人が標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、保険協会が管掌する健康保険の被保険者であり、平成〇年〇月〇日に70歳に到達した者であるが、令和〇年〇月〇日(受付)、保険協会に対し、平成〇年〇月に係る療養の給付について、支払った自己負担の額が著しく高額になったとして、高額療養費の支給を申請した。
- 2 保険協会は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、平成〇年〇月分の高額療養費について、〇万〇〇〇〇円を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 健保法115条は、療養の給付を受ける際に被保険者が支払った一部負担金の額が著しく高額であるときは、その療養の給付を受けた者に対し、高額療養費を支給すると定め(同条第1項)、高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、政令で定めることとしている(同条第2項)。
- 2 この規定を受けた健康保険法施行令(以下「健保令」という。)第41条第1項は、被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等から受けた療養に係る一部負担金等の額を合算した額から同条第2項から第5項までの高齢者等の療養に関して支給される高額療養費の額を控除した残額が健保令第42条に定める高額療養費算定基準額を超える場合に、差額として高額療養費を支給するとしている。
- 3 また、健保令第42条第1項第1号は、70歳以上で「現役並みI」の所得区分に該当する者(請求人はこれに該当する。)の高額療養費算定基準額を、次のとおりと定めている。
8万0100円と当該療養に要した費用の額(その額が26万7000円に満たないときは、26万7000円)から26万7000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額との合算額。ただし、当該療養のあった月以前の12月以内に既に高額療養費(健保令第42条第1項から第4項に掲げるものに限る。)が支給されている月数が3月以上ある場合(以下「高額療養費多数回該当の場合」という。)にあつては、4万4400円とする。
- 4 本件の問題点は、原処分が、上記の関係法令の規定に照らして、適法かつ妥当なものと認められるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、請求人に係る平成〇年〇月分の療養の費用額は〇〇万〇〇〇〇円であり、請求人が負担した一部負担金は〇〇万〇〇〇〇円である。した

がって、高額療養費多数回該当の場合を除き、請求人の高額療養費算定基準額（自己負担限度額）は、〇万〇〇〇〇円（ $8万0100円 + ((〇〇万〇〇〇〇円 - 26万7000円) \times 0.01)$ ）となる（健保令第42条第1項第1号）。

2 これに対し、請求人は、平成〇年〇月以前の12月以内に高額療養費が支給された月数が3月以上あったことから、高額療養費多数回該当になり、同年〇月分の高額療養費の高額療養費算定基準額（自己負担限度額）は4万4000円となると主張する。確かに、本件記録によれば、請求人は、平成〇年〇月、〇月、〇月、〇月の各月に高額療養費が支給されているところ、〇月、〇月、〇月分の高額療養費は請求人が受けた外来療養を対象とするもので、平成30年政令第210号による改正前の健保令第42条第5項によるものである。前記のとおり、高額療養費多数回該当に含まれる高額療養費は、上記改正の前後を問わず、健保令第42条第1項から第4項によるものに限るとされているから、平成〇年〇月、〇月、〇月分は高額療養費多数回該当の対象とはならず、請求人の主張は失当である。

3 そうすると、高額療養費算定基準額（自己負担限度額）は、前記のとおり〇万〇〇〇〇円であり、請求人に支給される平成〇年〇月分の高額療養費は〇万〇〇〇〇円（ $〇〇万〇〇〇〇円 - 〇万〇〇〇〇円$ ）となる。これと同旨の原処分は、法令の定めるところに従って行われたものであり、適法かつ妥当であるから、これを取り消すことはできない。

よって、本件再審査請求は、理由がないから棄却することとして、主文のとおり裁決する。